

(知識の普及)

第10条 府は、食の安心・安全の確保に関する知識を普及するため、府民に対し、食品等の安全性、食品等の供給に係る行程等に関する学習機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(趣旨)

府民が第4条に規定する役割を果たせるよう、府は、食の安心・安全の確保に関する知識を学ぶ機会の提供など、必要な取組を行うことを明らかにしています。

(解説)

かつて、食品の輸送技術や保存技術が十分発達していない時代では、地域で生産されたものがその地域で消費され、消費者にとって生産現場は身近なものであり、理解することが容易でした。

しかし、これらの技術の発達や社会経済のグローバル化、輸入食品の多様化とともに、「生産」と「消費」との距離が大きく広がったことなどにより、食の安心・安全に関する様々な問題が生じるようになりました。

府は、府民が健康的な食生活をおくれるよう、食品や食品表示制度に関する知識、「食」を支えている農林水産業や食品産業について学ぶ機会の提供などに努めることにしています。